インベスコ マンスリー・インカム・ファンド

追加型投信／海外／債券

インベスコ・アセット・マネジメント

照会先
お問い合わせダイヤル　03-6447-3100（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページ　https://www.invesco.com/jp/ja/

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：代表取締役社長兼 CEO　佐藤　秀樹
本店の所在の場所	：東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー14階
縦覧に供する場所	：該当事項はありません。

◇本書「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書です。
◇インベスコ　マンスリー・インカム・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2024 年２月７日に関東財務局長に提出しており、2024 年２月８日にその届出の効力が生じております。
◇本書は、当該有価証券届出書の内容（第三部　第２および第３に掲げる事項を除く）を記載した目論見書で、ご投資家の皆さまのご請求に基づき販売会社を通じてお渡しするものです。

インベスコ　マンスリー・インカム・ファンド

投資信託説明書（請求目論見書）目次

第一部　証券情報	1
第二部　ファンド情報	3
第１　ファンドの状況	3
１　ファンドの性格	3
２　投資方針	11
３　投資リスク	21
４　手数料等及び税金	25
５　運用状況	32
第２　管理及び運営	38
１　申込（販売）手続等	38
２　換金（解約）手続等	39
３　資産管理等の概要	41
４　受益者の権利等	45
第３　ファンドの経理状況	46
１　財務諸表	49
２　ファンドの現況	62
第４　内国投資信託受益証券事務の概要	63
第三部　委託会社等の情報	64
第１　委託会社等の概況	64
１　委託会社等の概況	64
２　事業の内容及び営業の概況	65
３　委託会社等の経理状況	66
４　利害関係人との取引制限	106
５　その他	106
信託約款	107

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インベスコ マンスリー・インカム・ファンド
以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。
・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関※の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
※社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。
・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
・委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。
＊受益権１口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

購入の申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
※基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「Mインカ」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(5)【申込手数料】

・購入時手数料※1は、購入口数、購入金額※2または購入代金※3などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。
詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。
※１購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。
※２「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。
※３「購入代金」とは、「購入金額＋購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。
・「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

＊「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、１口単位とします。

(7)【申込期間】

継続申込期間：2024年２月８日から2024年８月７日まで

＊継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(9)【払込期日】

購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

＊ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。

＊ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(12)【その他】

・申込証拠金はありません。
・購入代金には利息を付しません。
・日本以外の地域における発行はありません。
・クーリングオフ（金融商品取引法第37条の６の規定）制度の適用はありません。
・ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
・ファンドに関する照会先は以下のとおりです。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドの目的	米ドル建てのハイ・イールド社債（高利回り社債）および米ドル建て新興国公社債（エマージング・カントリー公社債）を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

ａ．ファンドの商品分類

商品分類項目			商品分類の定義
単位型･追加型の別	**単位型投信**		一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信		
投資対象地域	**国内**		目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外		
	内外		
投資対象資産	**株式**	**債券**	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	**その他資産**	
	資産複合		

＊ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

b．ファンドの属性区分

属性区分項目			属性区分の定義
投資対象資産	株式		目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの 目論見書または信託約款において、特にクレジットに対して「低格付債」の明確な記載があるもの
	(一般)	(大型株)	
	(中小型株)		
	債券		
	(一般)	(公債)	
	(社債)	(その他債券)	
	(クレジット属性（低格付債）)		
	不動産投信		
	その他資産（投資信託証券）		
	資産複合		
	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域、エマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
為替ヘッジ※	為替ヘッジあり		目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	為替ヘッジなし		

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＊ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

④ファンドの特色

1.	**主として、米ドル建てハイ・イールド社債（高利回り社債）および米ドル建て新興国公社債（エマージング・カントリー公社債）へ投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。**
2.	**業種分析による分散投資とクレジット・リスク（信用リスク）分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。**
3.	**インベスコ・アドバイザーズ・インク（米国、アトランタ）に運用指図にかかる権限を委託します。**
4.	**原則として毎月、収益分配方針に基づき分配を行います。** ＊原則として毎月10日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 ＊分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ＊ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 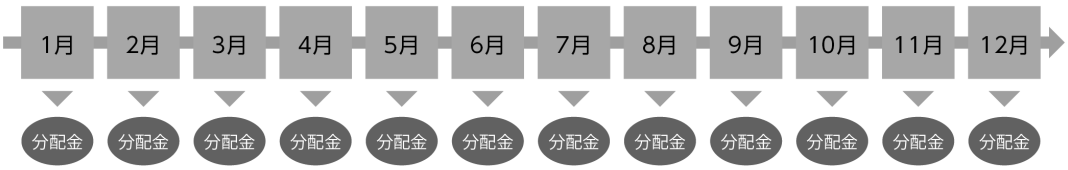 ＊上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
5.	**為替ヘッジは原則として行いません。** ＊原則として、為替ヘッジを行いません。そのため、為替が円安方向に振れた場合、ファンドの基準価額の上昇要因となり、逆に、円高方向に振れた場合、基準価額の下落要因となります。 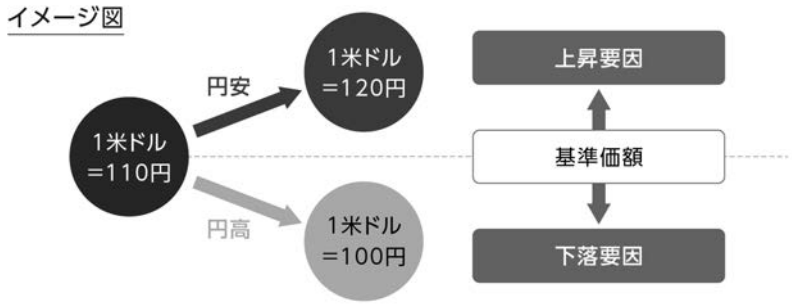 ＊上図は例であり、ファンドの外貨建資産の評価為替レートなどを示すものではありません。

⑤ファンドの投資対象

投資対象

米ドル建てのハイ・イールド社債および米ドル建て新興国公社債を主要投資対象とします。また、米ドル建て転換社債および優先株式も投資対象とします。

■ハイ・イールド社債（高利回り社債）とは

BB（Ba）格以下のハイ・イールド債券と呼ばれる社債に投資します。一般的に、ハイ・イールド債券は信用力が低いため、その分利回りが相対的に高くなります。

信用格付と信用力・利回りの関係について

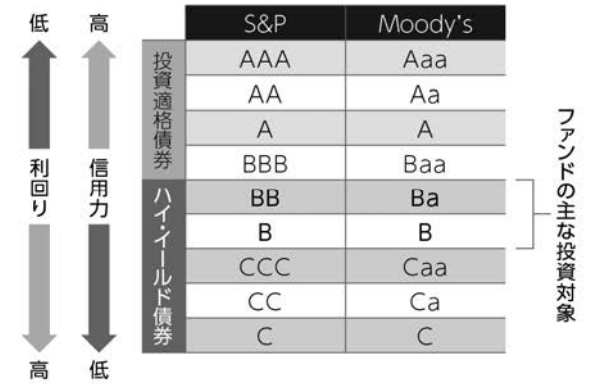

■新興国公社債（エマージング・カントリー公社債）とは

エマージング・カントリー公社債とも呼ばれ、一般に新興成長国、エマージング諸国等と認識される国・地域や、その現地企業等が発行する国債、政府機関債、社債等のことです。一般的にこれらの国々の公社債は、先進国の公社債と比較して利回りが高くなります。

ファンドが投資対象とする新興国の例

中南米・カリブ諸国	アジア	欧州・中東・アフリカ
●アルゼンチン ●メキシコ ●ブラジル ●パナマ ●チリ ●ペルー ●コロンビア 他	●フィリピン ●マレーシア ●中国 ●インドネシア 他	●ポーランド ●エジプト ●トルコ ●南アフリカ 他

*但し、上記以外の新興国の公社債に投資する場合もあります。

⑥ファンドの運用プロセス

運用プロセス

■トップダウンとボトムアップを融合し、ポートフォリオを構築します。
■リスク管理とパフォーマンスの要因を、多面的にモニタリングします。

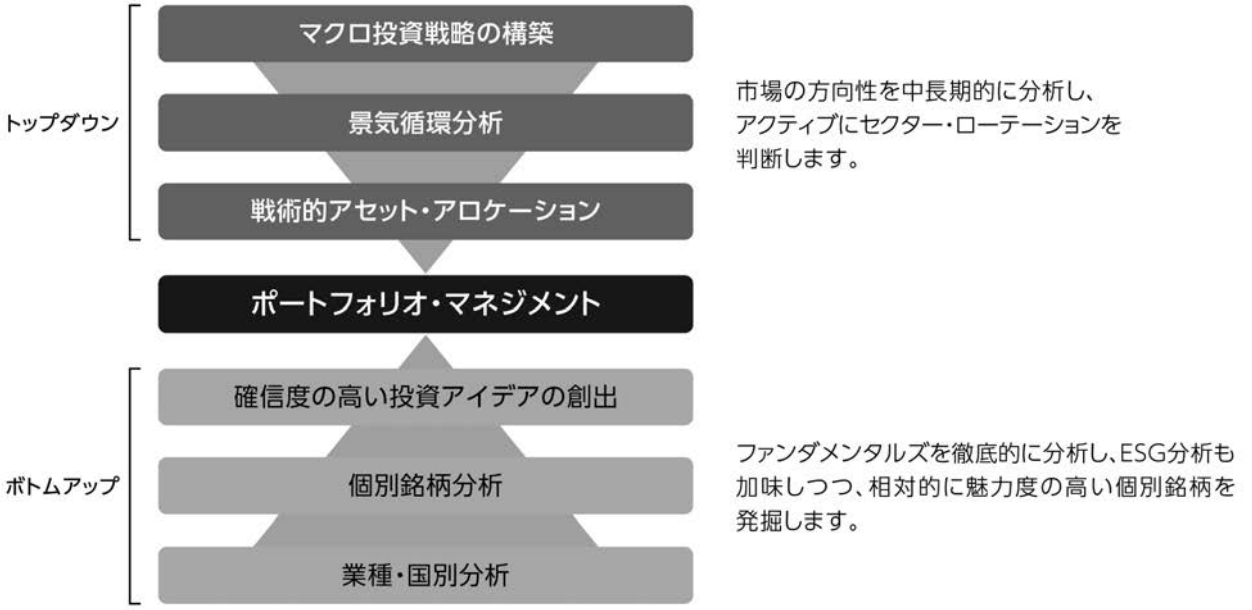

◆ファンドの運用プロセス等は、2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
＊当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2)【ファンドの沿革】

1998年２月25日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
2007年１月４日	投資信託振替制度への移行
2010年７月５日	委託会社をモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社からインベスコ投信投資顧問株式会社（現インベスコ・アセット・マネジメント株式会社）に変更 運用指図に関する権限の委託先をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクからインベスコ・アドバーザーズ・インクに変更 ファンドの名称を「モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド」から「インベスコ　マンスリー・インカム・ファンド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

ａ．ファンドの関係法人の概要

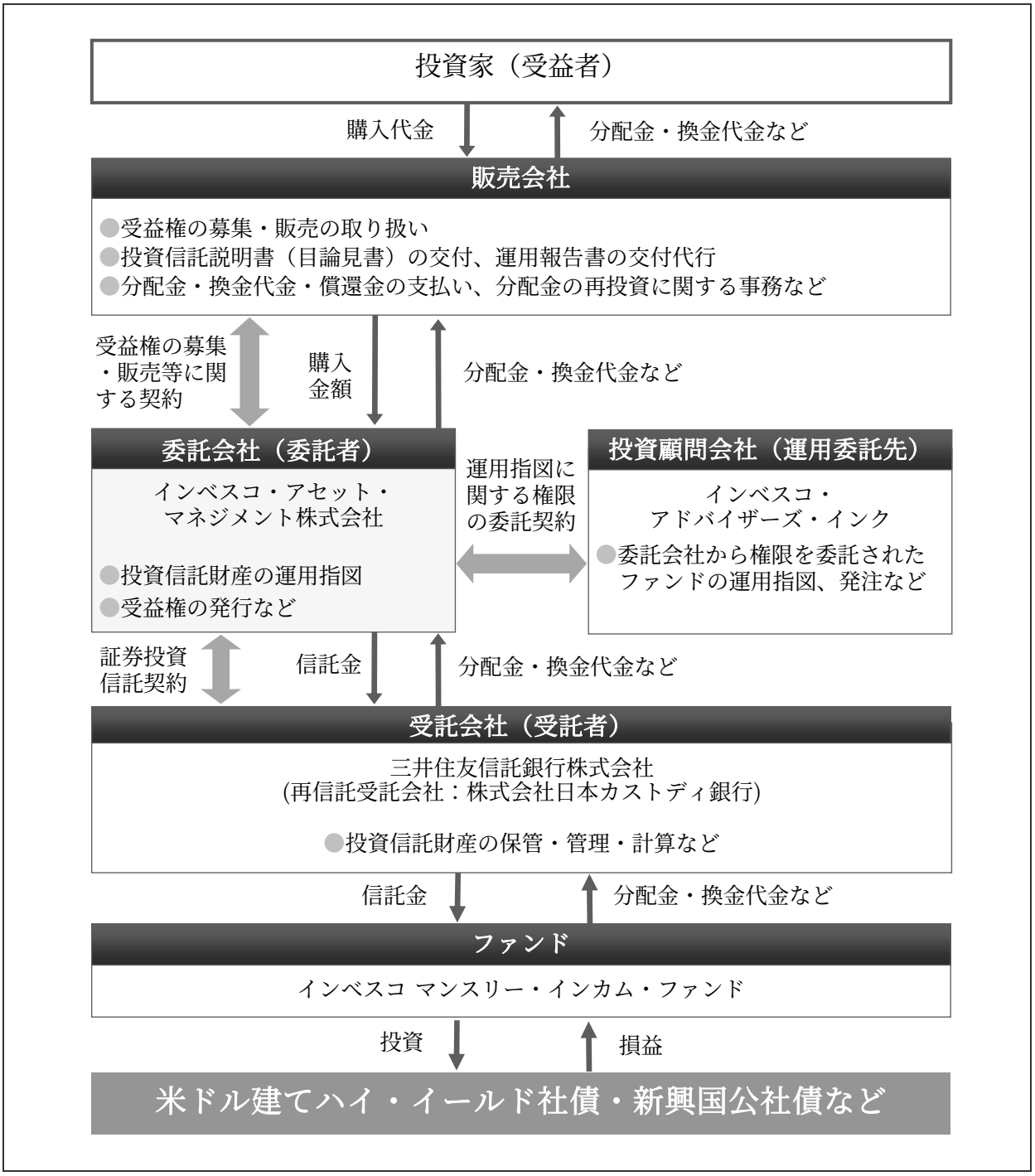

b．委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 **インベスコ・アセット・マネジメント株式会社**	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 **三井住友信託銀行株式会社** **＜再信託受託会社＞** **株式会社日本カストディ銀行**	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、株式会社日本カストディ銀行に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社（運用委託先） **インベスコ・アドバイザーズ・インク**	委託会社よりファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、ファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。

c．委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： **証券投資信託契約**	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： **受益権の募集・販売等に関する契約**	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社（運用委託先）と締結している契約： **運用指図に関する権限の委託契約**	委託会社が運用委託先に委託するファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる運用委託先の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第306号）
資本金	4,000百万円（2023年11月30日現在）
沿革	1986年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 1990年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 1996年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 1998年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 2014年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更
大株主の状況	（2023年11月30日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
インベスコ・ファー・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、世界各国の高利回り公社債への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	・主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債へ投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長を目指します。 ・業種分析による分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。 ・投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト（元利金の支払い不履行および遅延）、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）の発生、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ・運用にあたっては、原則として次の範囲で行います。 －米ドル建て高利回り社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の80%程度を最低限度とし、ＢＢ格、Ｂ格およびこれに準ずるものを中心とします。 －米ドル建てエマージング・カントリー公社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%程度またはそれ以下とします。 －同一発行体の発行する銘柄への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 －モーゲージ担保証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・米ドル建ての高利回りを享受するため、外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替のヘッジを行うことがあります。

(2)【投資対象】

投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 ａ．国債証券 ｂ．地方債証券 ｃ．特別の法律により法人の発行する債券 ｄ．社債券（新株引受権証券と社債券と一体となった新株引受権付社債（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） ｅ．転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債※の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券 ※新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。以下同じです。 ｆ．コマーシャル・ペーパー ｇ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記ａ．からｆ．の証券または証書の性質を有するもの ｈ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。） ｉ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。） ｊ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。） ｋ．外国法人の発行する譲渡性預金証書 ｌ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。） ｍ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの ｎ．外国の者に対する権利で前ｍ．の有価証券の性質を有するもの
投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 ａ．預金 ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） ｃ．コール・ローン ｄ．手形割引市場において売買される手形 ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの ｆ．外国の者に対する権利で前ｅ．の権利の性質を有するもの ＊前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3)【運用体制】

①インベスコ・アドバイザーズ・インクにおけるファンドの運用体制

運用体制図

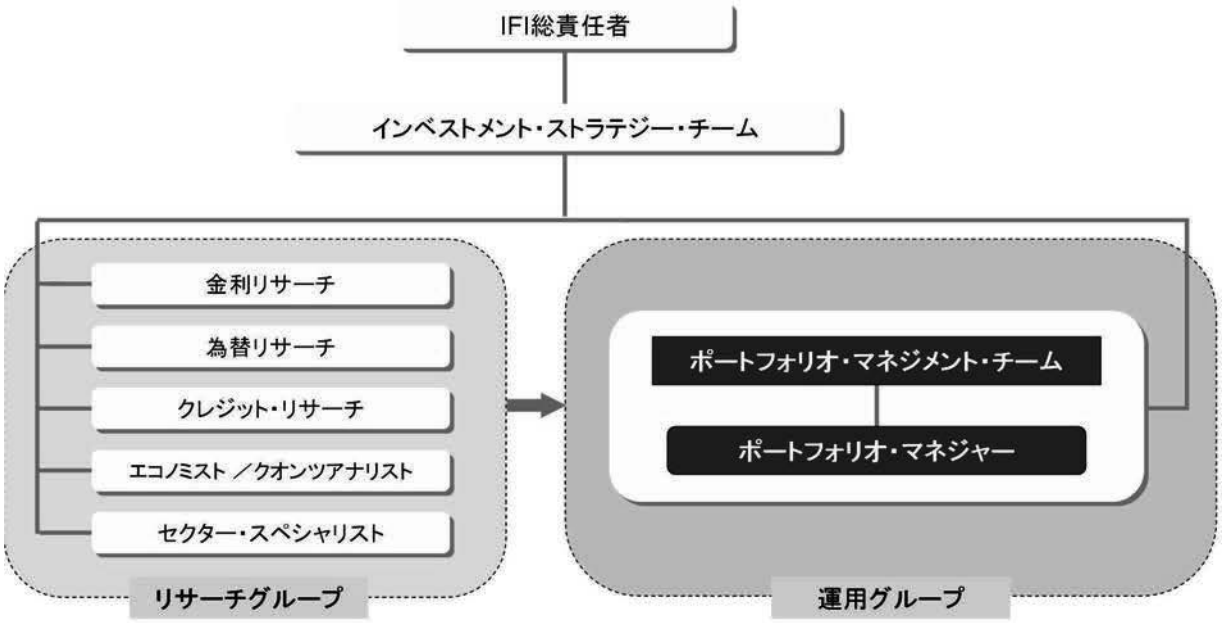

ファンドの運用体制の概要	・委託会社は、ファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アドバイザーズ・インクに委託します。 ファンドの運用は、インベスコ・アドバイザーズ・インクに所属しているポートフォリオ・マネジメント・チームが担当します。 ・ポートフォリオ・マネジメント・チームはインベスコ全体の債券運用を統括するインベスコ・フィクスト・インカム（以下「IFI」といいます。）の一部門であり、リサーチグループからの情報をもとに、ポートフォリオを構築します。 ・超過収益の源泉に関わるリサーチ、ポートフォリオのポジション、パフォーマンスなどは、IFIの債券運用支援システムに保存され、リアルタイムで情報を共有化する体制が整っています。

②ファンドの管理体制

内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（４名程度）は、運用委託先が行うファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果異常がある場合はリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部（20名程度）へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・パフォーマンス分析部（２名程度）は、プロダクト・マネジメント本部から報告を受けたファンドのパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（10名程度）は、パフォーマンス分析部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ・プロダクト・マネジメント本部は、定期的に運用委託先の定性面について精査し、経営委員会に報告します。 ＊「3　投資リスク　(3)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規程	ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。
ファンドの関係法人に対する管理体制	・運用委託先の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、2023年11月30日現在のものであり、委託会社または運用委託先の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日	毎月10日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・分配対象額の範囲は、繰り越し分を含めた利子・配当収益と売買益等（評価益を含みます。）の全額とします。 ・分配金額は、原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額の水準、市場環境等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ・収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
分配金の支払い	ａ．「自動けいぞく投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 ｂ．「一般コース」 分配金は、原則として決算日から起算して５営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 ＊分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。 ＊「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

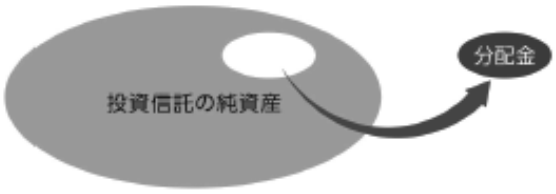

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

■前期決算日から基準価額が上昇した場合

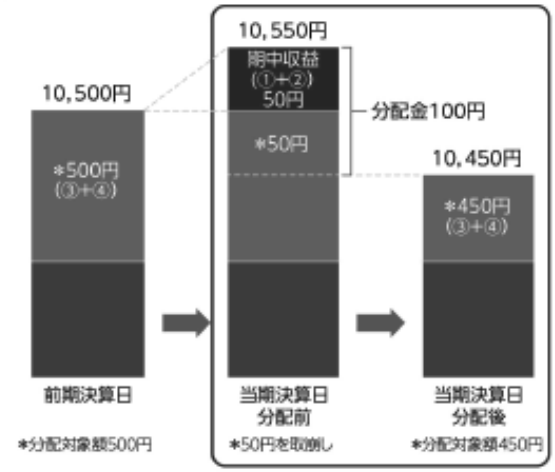

■前期決算日から基準価額が下落した場合

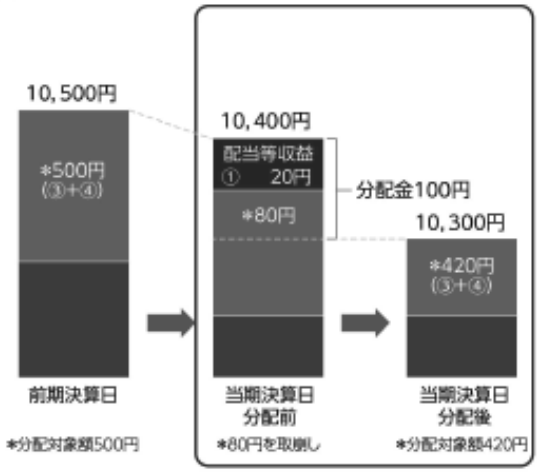

(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

＊上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

■分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

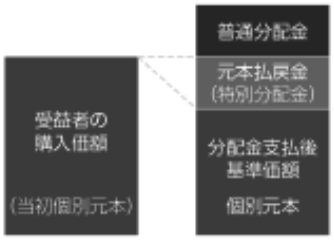

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

■分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

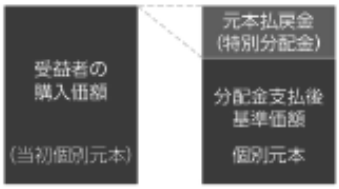

普通分配金	個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金)	個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

(5)【投資制限】

①信託約款上の投資制限

株式への投資制限（運用の基本方針）	・株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・株式への投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限ります。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
デリバティブ取引等にかかる投資制限（第19条第６項）	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
信用リスク集中回避のための投資制限（第21条の２）	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

先物取引等の運用指図（第23条）	・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じです。）。 ―外国の金融商品取引所※における有価証券先物取引 ―外国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 ―外国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 ―金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。） ・投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。 ※金融商品取引所とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
スワップ取引の運用指図（第24条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図（第26条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第27条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（第28条）	投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第37条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは外国の債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因

価格変動リスク（債券）	**《債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。》** 債券の価格は、金利動向（一般的に金利が上昇した場合、価格は下落します。）、政治・経済情勢、発行体の財務状況や業績の悪化などを反映し、下落することがあります。 ハイ・イールド債（投資適格未満債）は、投資適格の債券と比べ、「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。
信用リスク	**《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》** ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。
カントリー・リスク	**《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》** 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。 新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。

為替変動リスク	**《為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。》** ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。
流動性リスク	**《流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。》** 市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

◆基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

投資信託に関する留意点

換金に関する留意点	ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。

(3)投資リスクに対する管理体制

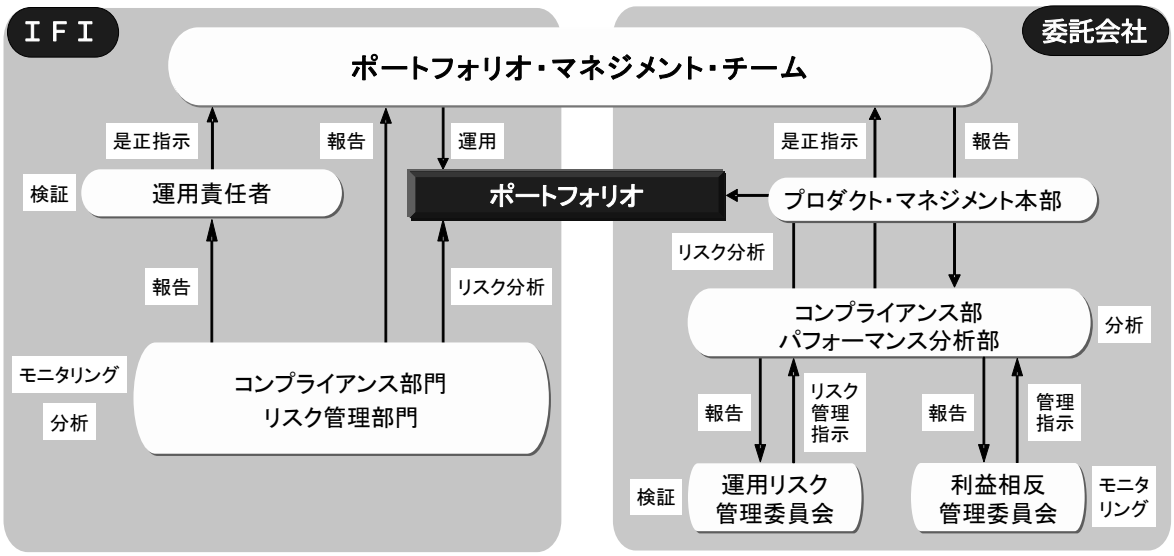

投資リスク管理体制の概要	・インベスコ全体の債券運用を統括するインベスコ・フィクスト・インカム（IFI）の運用部門であるポートフォリオ・マネジメント・チームが運用を行い、運用部門と独立したリスク管理部門およびコンプライアンス部門が、ファンドのパフォーマンス計測、リスク分析および投資ガイドラインの遵守状況のモニタリングを行います。 ・委託会社のコンプライアンス部、パフォーマンス分析部およびプロダクト・マネジメント本部は、ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況のモニタリング、ポートフォリオおよびパフォーマンスの分析結果を適宜、確認できる体制としています。また、プロダクト・マネジメント本部は、定期的に運用委託先の定性面について精査し、経営委員会に報告、ファンドの流動性に関しては緊急時対応策の有効性を検証し、その結果を運用リスク管理委員会に報告します。 ・パフォーマンス分析部は、ファンドの流動性リスクに係るモニタリングや是正措置の策定などの実務を統括します。
運用リスク管理委員会（IRMC）	運用リスク管理委員会（IRMC）は、運用リスクおよびファンドの流動性リスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証、審議するなど、上記リスクの管理を行います。
利益相反管理委員会（COI）	利益相反管理委員会（COI）は、顧客と委託会社の利益相反行為等の顕在化防止のため、議決権行使を含む様々な取引等をモニタリングして、その結果を経営委員会へ報告します。

◆上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社または運用委託先の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

〈参考情報〉

▌ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

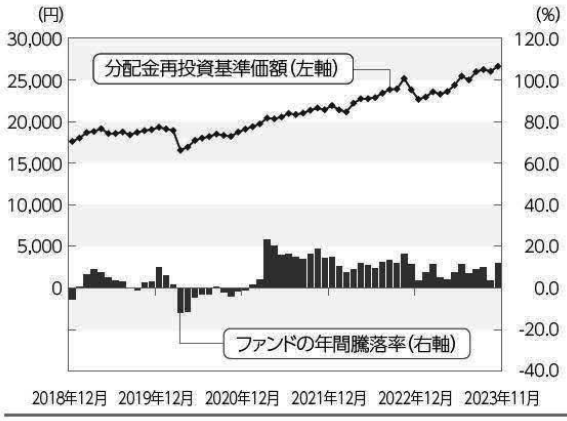

▌ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2018年12月～2023年11月
代表的な資産クラス：2018年12月～2023年11月

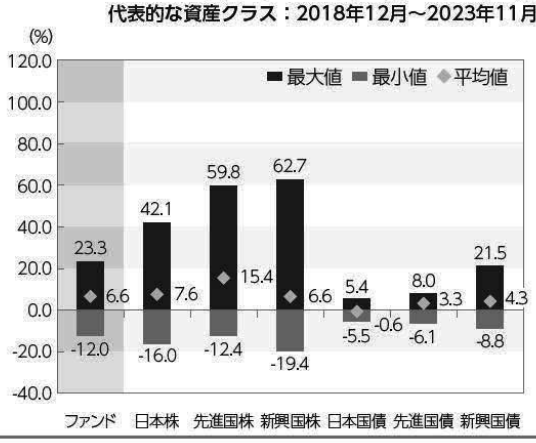

＊上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日 本 株　TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株　MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株　MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債　NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債　FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。
指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

＊海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	・購入時手数料※1は、購入口数、購入金額※2または購入代金※3などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3「購入代金」とは、「購入金額＋購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

＊「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

<table>
<tr><td>信託報酬の額</td><td>日々の投資信託財産の純資産総額に年率1.705％（税抜き1.55%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。</td></tr>
<tr><td>信託報酬の配分</td><td>信託報酬の配分は、販売会社ごとの取扱純資産残高に応じて以下の通り（税抜き）とします。
<table>
<tr><td>総　額</td><td colspan="3">年率1.55%</td></tr>
<tr><td>配分(年率)
販売会社ごとの
純資産総額</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr>
<tr><td>500億円未満の場合</td><td>0.85%</td><td>0.65%</td><td>0.05%</td></tr>
<tr><td>500億円以上1,000億円未満の場合</td><td>0.80%</td><td>0.70%</td><td>0.05%</td></tr>
<tr><td>1,000億円以上の場合</td><td>0.75%</td><td>0.75%</td><td>0.05%</td></tr>
</table>
＊委託会社が受け取る報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アドバイザーズ・インクへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40%により計算された報酬額が支払われます。

信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。
<table>
<tr><td>配分先</td><td>役務の内容</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>支払方法</td><td>毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。</td></tr>
</table>

(4)【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

①信託事務の諸費用

<table>
<tr><td>該当する費用</td><td>・組入有価証券売買時の売買委託手数料
・先物取引やオプション取引等に要する費用
・資産を外国で保管する場合の費用
・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
・受託会社の立て替えた立替金の利息
・投資信託財産に関する租税
・信託事務の処理等に要する諸費用</td></tr>
<tr><td>計算方法等</td><td>運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。</td></tr>
<tr><td>支払方法</td><td>受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。</td></tr>
</table>

②その他信託事務の諸費用

該当する費用	・監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用） ・法律顧問への報酬 ・受益権の管理事務等に関連する費用 ・有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
計算方法等	その他信託事務の諸費用　上限固定率 純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%） ・委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（参考）

各費用をご負担いただく時期

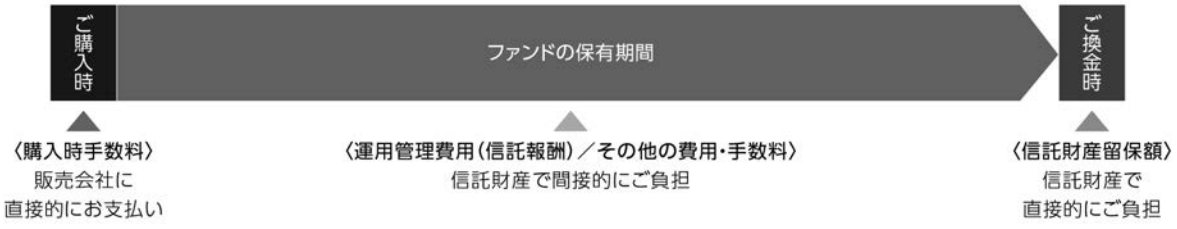

＜照会先＞
上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100
受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取り扱い

<table>
<tr><td>分配金に対する課税</td><td>・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。
<table><tr><td>2037年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>2038年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。</td></tr>
<tr><td>解約金および償還金に対する課税</td><td>・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。
<table><tr><td>2037年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>2038年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。</td></tr>
<tr><td>損益通算について</td><td>・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。
・解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

＊特定口座にかかる課税上の取り扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

◇少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。 2037年12月31日まで：15.315% 2038年１月１日以降：15% ・源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。

◇個別元本について

・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金(特別分配金)※を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金

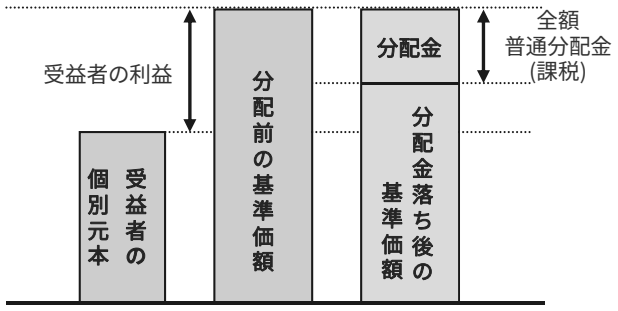

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)

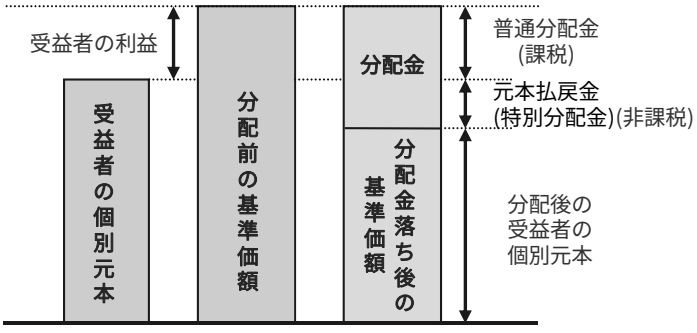

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

◆上記は、2023年11月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。
◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2023年11月30日現在）

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	アメリカ	2,913,221,260	85.20
	イギリス	104,206,635	3.04
	ルクセンブルグ	103,094,264	3.01
	オランダ	71,261,967	2.08
	カナダ	64,138,071	1.87
	ケイマン	24,560,690	0.71
	アイルランド	22,288,453	0.65
	バミューダ	9,323,532	0.27
	小　計	3,312,094,872	96.87
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		106,927,331	3.12
合　計（純資産総額）		3,419,022,203	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】（2023年11月30日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	数量(額面)又は(株式数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	社債券	HILTON WORLDWIDE FIN	4.875	2027/4/1	762,000	14,083.21	107,314,089	14,342.03	109,286,287	3.04
2	ルクセンブルグ	社債券	TELECOM ITALIA CAPITAL	6.375	2033/11/15	750,000	12,961.25	97,209,395	13,745.90	103,094,264	2.81
3	アメリカ	社債券	USA COM PART/USA	6.875	2027/9/1	687,000	14,394.01	98,886,878	14,508.90	99,676,150	2.69
4	アメリカ	社債券	DELTA AIR LINES	7.375	2026/1/15	650,000	14,898.57	96,840,708	15,042.38	97,775,526	2.63
5	アメリカ	社債券	CROWDSTRIKE HOLDINGS	3.000	2029/2/15	734,000	12,607.95	92,542,402	12,941.04	94,987,291	2.53
6	アメリカ	社債券	SOUTHWESTERN ENERGY	8.375	2028/9/15	590,000	15,150.15	89,385,927	15,220.62	89,801,701	2.47
7	アメリカ	社債券	LAS VEGAS SANDS	3.500	2026/8/18	650,000	13,761.54	89,450,048	13,798.31	89,689,056	2.45
8	アメリカ	社債券	NRG ENERGY	5.750	2028/1/15	609,000	14,138.87	86,105,736	14,403.09	87,714,819	2.38
9	アメリカ	社債券	CALLON PETROLEUM	6.375	2026/7/1	600,000	14,388.89	86,333,378	14,577.20	87,463,220	2.36
10	アメリカ	社債券	WESTERN DIGITAL	4.750	2026/2/15	626,000	13,789.33	86,321,207	13,925.45	87,173,317	2.32
11	アメリカ	社債券	TRANSDIGM	7.500	2027/3/15	576,000	14,732.26	84,857,854	14,752.41	84,973,910	2.30
12	アメリカ	社債券	SBA COMMUNICATIONS	3.875	2027/2/15	607,000	13,784.54	83,672,194	13,825.53	83,921,011	2.24
13	アメリカ	社債券	TARGA RESOURCES PARTNERS	5.500	2030/3/1	590,000	13,772.38	81,257,044	14,136.66	83,406,319	2.21
14	アメリカ	社債券	ENPRO INDUSTRIES	5.750	2026/10/15	558,000	14,045.47	78,373,747	14,228.42	79,394,606	2.21
15	アメリカ	社債券	KB HOME	4.800	2029/11/15	587,000	13,236.30	77,697,081	13,483.74	79,149,584	2.19
16	アメリカ	社債券	COMMERCIAL METALS	3.875	2031/2/15	635,000	12,256.41	77,828,245	12,366.88	78,529,750	2.12
17	イギリス	社債券	VODAFONE GROUP	4.125	2081/6/4	639,000	11,309.02	72,264,699	11,760.70	75,150,897	2.11
18	アメリカ	社債券	CROWN AMER/CAP	4.750	2026/2/1	500,000	14,323.29	71,616,450	14,345.94	71,729,716	1.99
19	オランダ	社債券	SENSATA TECHNOLOGIES BV	5.000	2025/10/1	493,000	14,445.14	71,214,549	14,454.76	71,261,967	1.93
20	アメリカ	社債券	YUM! BRANDS	3.625	2031/3/15	500,000	12,343.86	61,719,308	12,678.57	63,392,869	1.87
21	アメリカ	社債券	LAMAR MEDIA	4.875	2029/1/15	452,000	13,695.89	61,905,440	13,971.65	63,151,858	1.76
22	アメリカ	社債券	GENESIS ENERGY	7.750	2028/2/1	409,000	14,288.44	58,439,749	14,523.78	59,402,297	1.71
23	アメリカ	社債券	ONEMAIN FINANCE	5.375	2029/11/15	420,000	12,592.86	52,890,048	13,260.60	55,694,557	1.48
24	アメリカ	社債券	SPRINT	7.625	2026/3/1	346,000	15,135.28	52,368,076	15,270.10	52,834,550	1.43
25	アメリカ	社債券	BALL	5.250	2025/7/1	350,000	14,516.51	50,807,786	14,697.85	51,442,483	1.41
26	アメリカ	社債券	CSC	5.750	2030/1/15	600,000	8,013.10	48,078,654	8,486.96	50,921,811	1.37
27	アメリカ	社債券	SM ENERGY	6.625	2027/1/15	345,000	14,427.49	49,774,852	14,535.51	50,147,532	1.35
28	アメリカ	社債券	WILLIAMS COMPANIES	4.550	2024/6/24	333,000	14,557.75	48,477,320	14,593.84	48,597,509	1.32
29	アメリカ	社債券	CHARTER COMM OPT	5.375	2038/4/1	380,000	12,045.68	45,773,611	12,756.94	48,476,400	1.31
30	アメリカ	社債券	ENERGY TRANSFER	5.875	2024/1/15	300,000	14,695.50	44,086,510	14,700.43	44,101,296	1.30

順位	国/地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	数量(額面)又は(株式数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
			OPERATNG								

種類別および業種別投資比率

種　類	業　種	投資比率(%)
社債券	96.87	96.87
合　計		96.87

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)(分配落)	純資産総額(百万円)(分配付)	１口当たり純資産額(円)(分配落)	１口当たり純資産額(円)(分配付)
第32特定期間末 (2014年５月12日)	7,233	7,275	0.4293	0.4318
第33特定期間末 (2014年11月10日)	7,410	7,448	0.4675	0.4699
第34特定期間末 (2015年５月11日)	7,393	7,429	0.4821	0.4844
第35特定期間末 (2015年11月10日)	6,713	6,744	0.4676	0.4697
第36特定期間末 (2016年５月10日)	5,546	5,571	0.4008	0.4026
第37特定期間末 (2016年11月10日)	5,258	5,282	0.3952	0.3970
第38特定期間末 (2017年５月10日)	5,381	5,405	0.4300	0.4319
第39特定期間末 (2017年11月10日)	5,124	5,148	0.4241	0.4261
第40特定期間末 (2018年５月10日)	4,610	4,629	0.3976	0.3992
第41特定期間末 (2018年11月12日)	4,488	4,512	0.4023	0.4045
第42特定期間末 (2019年５月10日)	4,260	4,281	0.3914	0.3933
第43特定期間末 (2019年11月11日)	4,097	4,117	0.3854	0.3873
第44特定期間末 (2020年５月11日)	3,430	3,444	0.3368	0.3382
第45特定期間末 (2020年11月10日)	3,532	3,546	0.3620	0.3634
第46特定期間末 (2021年５月10日)	3,537	3,551	0.3821	0.3836
第47特定期間末 (2021年11月10日)	3,558	3,573	0.3948	0.3965
第48特定期間末 (2022年５月10日)	3,446	3,462	0.4001	0.4019
第49特定期間末 (2022年11月10日)	3,588	3,605	0.4262	0.4282
第50特定期間末 (2023年５月10日)	3,310	3,325	0.3995	0.4014
第51特定期間末 (2023年11月10日)	3,525	3,542	0.4406	0.4427
2022年11月末日	3,472	－	0.4134	－
2022年12月末日	3,278	－	0.3914	－
2023年１月末日	3,297	－	0.3945	－
2023年２月末日	3,365	－	0.4034	－
2023年３月末日	3,298	－	0.3967	－
2023年４月末日	3,318	－	0.4001	－
2023年５月末日	3,395	－	0.4114	－
2022年６月末日	3,496	－	0.4273	－
2022年７月末日	3,409	－	0.4177	－
2023年８月末日	3,511	－	0.4321	－
2023年９月末日	3,511	－	0.4344	－
2023年10月末日	3,440	－	0.4287	－
2023年11月末日	3,419	－	0.4366	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第32特定期間　(2013年11月12日～2014年５月12日)	0.0138
第33特定期間　(2014年５月13日～2014年11月10日)	0.0144
第34特定期間　(2014年11月11日～2015年５月11日)	0.0141
第35特定期間　(2015年５月12日～2015年11月10日)	0.0132
第36特定期間　(2015年11月11日～2016年５月10日)	0.0124
第37特定期間　(2016年５月11日～2016年11月10日)	0.0112
第38特定期間　(2016年11月11日～2017年５月10日)	0.0123
第39特定期間　(2017年５月11日～2017年11月10日)	0.0117
第40特定期間　(2017年11月11日～2018年５月10日)	0.0111
第41特定期間　(2018年５月11日～2018年11月12日)	0.0122
第42特定期間　(2018年11月13日～2019年５月10日)	0.0114
第43特定期間　(2019年５月11日～2019年11月11日)	0.0113
第44特定期間　(2019年11月12日～2020年５月11日)	0.0098
第45特定期間　(2020年５月12日～2020年11月10日)	0.0098
第46特定期間　(2020年11月11日～2021年５月10日)	0.0093
第47特定期間　(2021年５月11日～2021年11月10日)	0.0097
第48特定期間　(2021年11月11日～2022年５月10日)	0.0100
第49特定期間　(2022年５月11日～2022年11月10日)	0.0117
第50特定期間　(2022年11月11日～2023年５月10日)	0.0112
第51特定期間　(2022年11月11日～2023年５月10日)	0.0124

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第32特定期間	7.18
第33特定期間	12.25
第34特定期間	6.14
第35特定期間	△0.27
第36特定期間	△11.63
第37特定期間	1.40
第38特定期間	11.92
第39特定期間	1.35
第40特定期間	△3.63
第41特定期間	4.25
第42特定期間	0.12
第43特定期間	1.35
第44特定期間	△10.07
第45特定期間	10.39
第46特定期間	8.12
第47特定期間	5.86
第48特定期間	3.88
第49特定期間	9.45
第50特定期間	△3.64
第51特定期間	13.39

(注)収益率は、各特定期間末の基準価額（分配落の額）から前特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前特定期末基準価額」といいます。)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第32特定期間	36,053,395	974,016,835
第33特定期間	25,481,586	1,023,471,030
第34特定期間	23,857,902	537,533,953
第35特定期間	24,912,575	1,002,445,713
第36特定期間	26,542,962	547,620,386
第37特定期間	22,380,207	553,939,353
第38特定期間	34,041,592	823,137,683
第39特定期間	18,494,586	451,591,700
第40特定期間	19,782,329	507,768,044
第41特定期間	20,379,964	459,607,812
第42特定期間	32,723,021	305,379,634
第43特定期間	25,674,215	277,876,645
第44特定期間	22,127,464	471,450,456
第45特定期間	22,729,902	446,633,069
第46特定期間	20,217,915	521,070,763
第47特定期間	19,879,939	265,308,537
第48特定期間	22,215,673	418,653,190
第49特定期間	24,873,543	222,102,991
第50特定期間	37,474,241	170,935,976
第51特定期間	28,185,338	312,732,899

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

2023年11月30日現在

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（過去10年）

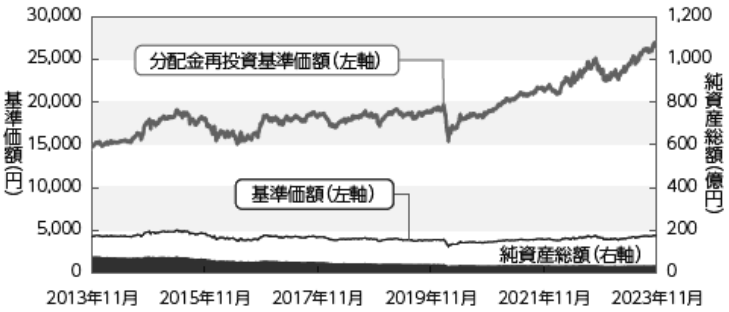

＊基準価額、分配金再投資基準価額は１万口当たり、信託報酬控除後のものです。
＊分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	4,366円
純資産総額	3,419百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
１カ月	2.3%
３カ月	2.5%
６カ月	9.3%
１年	11.8%
３年	42.2%
５年	44.3%
設定来	166.2%

＊期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

（課税前／１万口当たり）

決算期	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月	直近１年間累計	設定来累計
分配金	21円	22円	20円	21円	21円	237円	8,790円

主要な資産の状況

■種別配分

種別名	純資産比
ハイ・イールド債	96.9%
エマージング債	0.0%
キャッシュ等	3.1%

銘柄数	79

＊ハイ・イールド債：高利回り社債
＊エマージング債：新興国公社債
＊キャッシュ等は円以外の通貨を含んでいます。

■組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン	償還日	純資産比
1	ヒルトン・ワールドワイド・ファイナンス	4.875%	2027/4/1	3.2%
2	テレコム・イタリア・キャピタル	6.375%	2033/11/15	3.0%
3	USAコンプレッション・パートナーズ/ファイナンス	6.875%	2027/9/1	2.9%
4	デルタ航空	7.375%	2026/1/15	2.9%
5	クラウドストライク・ホールディングス	3.000%	2029/2/15	2.8%
6	サウスウエスタン・エナジー	8.375%	2028/9/15	2.6%
7	ラスベガス・サンズ	3.500%	2026/8/18	2.6%
8	NRGエナジー	5.750%	2028/1/15	2.6%
9	キャロン・ペトロリアム	6.375%	2026/7/1	2.6%
10	ウエスタンデジタル	4.750%	2026/2/15	2.5%

年間収益率の推移

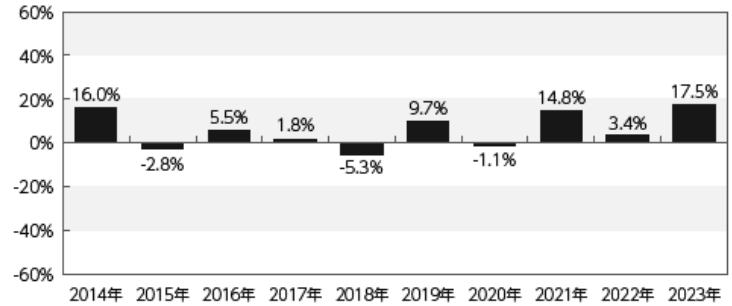

＊ファンドにはベンチマークはありません。
＊ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
＊2023年は11月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、累積投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の６の規定）制度の適用はありません。
購入申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ＊分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の２コースがあります。 ＊「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、１口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として、毎営業日の午後３時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「自動けいぞく投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「一般コース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後３時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して５営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して５営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者※に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。

＜照会先＞

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

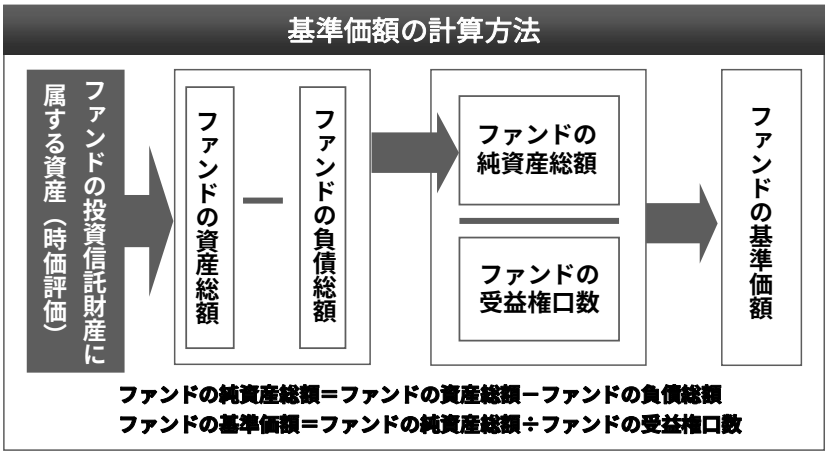

基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「Mインカ」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。
なお、基準価額は便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

◇基準価額の照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
お問い合わせダイヤル 03-6447-3100
受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/

主な投資資産の評価方法

投資資産	評価方法
公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 ・外国金融商品市場等における最終相場 ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額
株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 ＊ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：1998年２月25日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

繰上償還	・委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 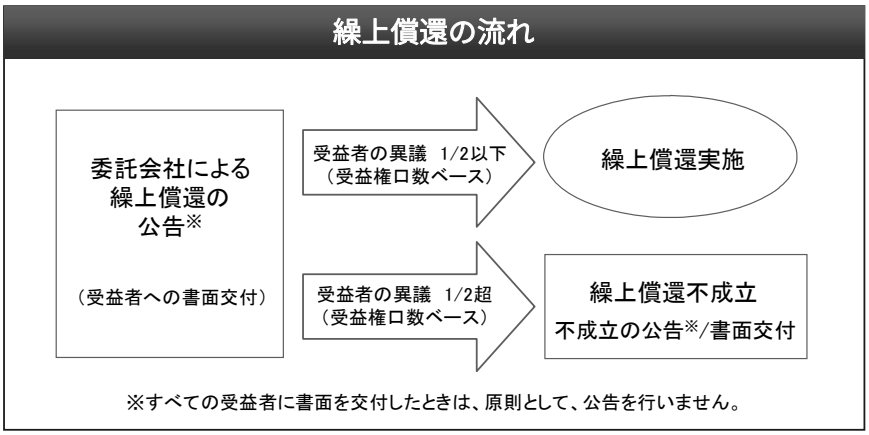 ＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下回らないものとします。 ＊上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が１カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 ＊委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款の変更	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 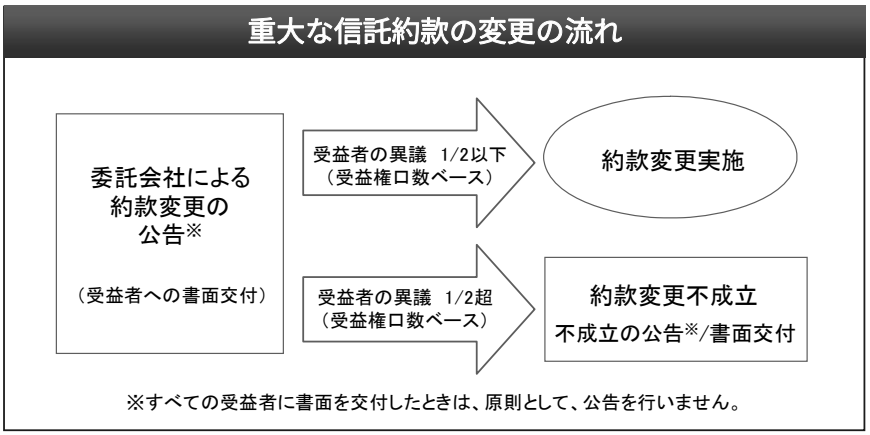 ＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下回らないものとします。 ＊委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（１カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と運用委託先との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または運用委託先いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。

運用報告書	・委託会社は、年２回（５月と11月の決算時）および償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から５年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は６カ月未満であるため、財務諸表は６カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間(2023年５月11日から2023年11月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原 康太
DocuSigned by:
018375B744AB490...

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ マンスリー・インカム・ファンドの2023年5月11日から2023年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ マンスリー・インカム・ファンドの2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1【財務諸表】

インベスコ マンスリー・インカム・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023年５月10日現在)	当期 (2023年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	32,236,789	122,117,979
コール・ローン	43,156	398,822
社債券	3,241,163,661	3,370,643,587
派生商品評価勘定	296	－
未収入金	5,042,447	－
未収利息	44,155,262	52,962,623
前払費用	5,876,365	214,036
その他未収収益	5,598,910	2,981,200
流動資産合計	3,334,116,886	3,549,318,247
資産合計	3,334,116,886	3,549,318,247
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	55,607	149,684
未払収益分配金	15,742,485	16,802,039
未払解約金	3,220,971	1,693,805
未払受託者報酬	150,625	161,637
未払委託者報酬	4,518,786	4,849,140
未払利息	－	1
その他未払費用	211,250	208,029
流動負債合計	23,899,724	23,864,335
負債合計	23,899,724	23,864,335
純資産の部		
元本等		
元本	8,285,518,832	8,000,971,271
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△4,975,301,670	△4,475,517,359
(分配準備積立金)	147,309,433	134,685,912
元本等合計	3,310,217,162	3,525,453,912
純資産合計	3,310,217,162	3,525,453,912
負債純資産合計	3,334,116,886	3,549,318,247

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年11月11日 至 2023年５月10日	当期 自 2023年５月11日 至 2023年11月10日
営業収益		
受取利息	92,333,786	100,866,027
有価証券売買等損益	78,678,089	△25,928,478
為替差損益	△275,431,765	390,078,745
その他収益	2,597,115	2,605,524
営業収益合計	△101,822,775	467,621,818
営業費用		
支払利息	366	348
受託者報酬	911,866	952,997
委託者報酬	27,355,996	28,589,897
その他費用	1,477,571	1,560,793
営業費用合計	29,745,799	31,104,035
営業利益又は営業損失(△)	△131,568,574	436,517,783
経常利益又は経常損失(△)	△131,568,574	436,517,783
当期純利益又は当期純損失(△)	△131,568,574	436,517,783
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△881,831	1,789,764
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△4,830,702,095	△4,975,301,670
剰余金増加額又は欠損金減少額	101,692,190	182,099,456
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	101,692,190	182,099,456
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,193,788	16,364,840
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,193,788	16,364,840
分配金	93,411,234	100,678,324
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△4,975,301,670	△4,475,517,359

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 　時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。)等に上場されている有価証券は、原則として外国金融商品市場等における最終相場、外国金融商品市場等に上場されていない有価証券は、原則として金融機関の提示する価額(但し、売気配相場は使用しません。)又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　為替予約の評価は、原則として、当ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自　2022年11月11日 至　2023年５月10日	当期 自　2023年５月11日 至　2023年11月10日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2023年５月10日現在)	当期 (2023年11月10日現在)
1.期首元本額　8,418,980,567円 期中追加設定元本額　37,474,241円 期中解約元本額　170,935,976円 2.特定期間末日における受益権の総数 8,285,518,832口 3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,975,301,670円であります。	1.期首元本額　8,285,518,832円 期中追加設定元本額　28,185,338円 期中解約元本額　312,732,899円 2.特定期間末日における受益権の総数 8,000,971,271口 3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,475,517,359円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年11月11日 至 2023年５月10日	当期 自 2023年５月11日 至 2023年11月10日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬（委託者報酬のうち、販売会社へ支払う報酬を除いた金額）の40%の金額を、当該報酬の中から支払っています。 2.分配金の計算過程 (2022年11月11日から2022年12月12日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,694,283円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(313,099,377円)及び分配準備積立金(170,395,393円)より分配対象収益は495,189,053円(１万口当たり590.46円)であり、うち16,772,520円(１万口当たり20円)を分配金額としております。	1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左 2.分配金の計算過程 (2023年５月11日から2023年６月12日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(17,193,544円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(308,549,071円)及び分配準備積立金(146,544,266円)より分配対象収益は472,286,881円(１万口当たり572.72円)であり、うち17,316,958円(１万口当たり21円)を分配金額としております。

前期 自 2022年11月11日 至 2023年５月10日	当期 自 2023年５月11日 至 2023年11月10日
(2022年12月13日から2023年１月10日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,260,112円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(313,116,234円)及び分配準備積立金(164,854,467円)より分配対象収益は488,230,813円(１万口当たり582.75円)であり、うち15,080,250円(１万口当たり18円)を分配金額としております。 (2023年１月11日から2023年２月10日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,625,863円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(312,129,891円)及び分配準備積立金(159,457,667円)より分配対象収益は483,213,421円(１万口当たり578.71円)であり、うち15,864,423円(１万口当たり19円)を分配金額としております。 (2023年２月11日から2023年３月10日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(13,735,784円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(311,678,069円)及び分配準備積立金(154,909,862円)より分配対象収益は480,323,715円(１万口当たり576.20円)であり、うち15,004,547円(１万口当たり18円)を分配金額としております。	(2023年６月13日から2023年７月10日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(14,466,007円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(306,003,243円)及び分配準備積立金(145,101,883円)より分配対象収益は465,571,133円(１万口当たり569.50円)であり、うち15,532,292円(１万口当たり19円)を分配金額としております。 (2023年７月11日から2023年８月10日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(16,348,501円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(305,275,122円)及び分配準備積立金(143,620,971円)より分配対象収益は465,244,594円(１万口当たり570.58円)であり、うち17,122,789円(１万口当たり21円)を分配金額としております。 (2023年８月11日から2023年９月11日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(16,938,858円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(303,269,470円)及び分配準備積立金(141,864,644円)より分配対象収益は462,072,972円(１万口当たり570.56円)であり、うち17,816,559円(１万口当たり22円)を分配金額としております。

前期 自 2022年11月11日 至 2023年５月10日	当期 自 2023年５月11日 至 2023年11月10日
(2023年３月11日から2023年４月10日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,063,305円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(310,541,656円)及び分配準備積立金(153,027,738円)より分配対象収益は474,632,699円(１万口当たり571.56円)であり、うち14,947,009円(１万口当たり18円)を分配金額としております。 (2023年４月11日から2023年５月10日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(14,281,327円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(309,916,289円)及び分配準備積立金(148,770,591円)より分配対象収益は472,968,207円(１万口当たり570.82円)であり、うち15,742,485円(１万口当たり19円)を分配金額としております。	(2023年９月12日から2023年10月10日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,356,239円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(301,301,348円)及び分配準備積立金(140,013,460円)より分配対象収益は452,671,047円(１万口当たり562.74円)であり、うち16,087,687円(１万口当たり20円)を分配金額としております。 (2023年10月11日から2023年11月10日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(16,957,257円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(299,765,801円)及び分配準備積立金(134,530,694円)より分配対象収益は451,253,752円(１万口当たり563.98円)であり、うち16,802,039円(１万口当たり21円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、外国の債券を主要投資対象としております。 外国の債券は、債券の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされています。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項　目	前期 (2023年５月10日現在)	当期 (2023年11月10日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種　　類	前期 (2023年５月10日現在)	当期 (2023年11月10日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
社 債 券	△25,619,349	56,381,260
合　　計	△25,619,349	56,381,260

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期(2023年５月10日現在)

種　　類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売　　建				
アメリカドル	23,883,416	－	23,938,727	△55,311
合　　計	23,883,416	－	23,938,727	△55,311

当期(2023年11月10日現在)

種　　類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売　　建				
アメリカドル	25,058,725	－	25,208,409	△149,684
合　　計	25,058,725	－	25,208,409	△149,684

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)当特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①同特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

②同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022年11月11日 至 2023年５月10日	当期 自 2023年５月11日 至 2023年11月10日
該当事項はありません。	同左

(１口当たり情報に関する注記)

前期 (2023年５月10日現在)	当期 (2023年11月10日現在)
１口当たり純資産額　0.3995円 (１万口当たり純資産額　3,995円)	１口当たり純資産額　0.4406円 (１万口当たり純資産額　4,406円)

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(債券)

(2023年11月10日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリカドル	AECOM-5.125%-27/03/15	175,000.00	167,195.33	
		AIRCASTLE-4.125%-24/05/01	64,000.00	63,245.47	
		AT&T-3.55%-55/09/15	118,000.00	72,420.56	
		BALL-5.25%-25/07/01	350,000.00	345,466.69	
		BALL-2.875%-30/08/15	300,000.00	242,152.08	
		BANK OF AMERICA-6.5%-49/12/31	117,000.00	115,913.04	
		CALLON PETROLEUM-6.375%-26/07/01	600,000.00	587,022.36	
		CHARLES SCHWAB-5.375%-49/12/31	196,000.00	190,539.73	
		CHARTER COMM OPT-5.375%-38/04/01	380,000.00	311,236.90	
		CHENIERE ENERGY PARTNERS-4.5%-29/10/01	250,000.00	227,273.70	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CITIGROUP-7.375%-49/12/31	26,000.00	25,285.06	
		CITIGROUP-3.875%-49/12/31	107,000.00	92,911.05	
		CLEVELAND-CLIFFS-5.875%-27/06/01	170,000.00	165,069.35	
		CLEVELAND-CLIFFS-6.25%-40/10/01	270,000.00	227,127.26	
		COMMERCIAL METALS-3.875%-31/02/15	635,000.00	529,191.85	
		CROWDSTRIKE HOLDINGS-3.0%-29/02/15	734,000.00	629,240.51	
		CROWN AMER/CAP-4.75%-26/02/01	500,000.00	486,954.85	
		CSC-5.75%-30/01/15	600,000.00	326,910.00	
		DELTA AIR LINES-7.375%-26/01/15	650,000.00	658,466.77	
		DISH NETWORK-3.375%-26/08/15	246,000.00	106,395.00	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE -4.375%-31/03/01	335,000.00	238,040.06	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE T -4.75%-24/05/01	151,000.00	141,270.20	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE T -9.75%-25/06/15	145,000.00	141,057.50	
		ENCOMPASS HEALTH-4.5%-28/02/01	155,000.00	143,195.10	
		ENERGY TRANSFER OPERATNG -5.875%-24/01/15	300,000.00	299,765.48	
		ENPRO INDUSTRIES-5.75%-26/10/15	558,000.00	532,900.98	
		FORD MOTOR-4.346%-26/12/08	50,000.00	46,561.61	
		FORD MOTOR-4.75%-43/01/15	82,000.00	57,853.73	
		FORD MOTOR COMPANY-3.25%-32/02/12	37,000.00	28,056.01	
		FORD MOTOR CREDIT-4.95%-27/05/28	200,000.00	186,866.41	
		FORD MOTOR CREDIT-5.113%-29/05/03	200,000.00	181,299.19	
		FREEPORT-MCMORAN-4.375%-28/08/01	217,000.00	198,709.07	
		FREEPORT-MCMORAN-5.4%-34/11/14	266,000.00	241,867.28	
		GENESIS ENERGY-8.0%-27/01/15	100,000.00	98,851.72	
		GENESIS ENERGY-7.75%-28/02/01	316,000.00	305,755.09	
		GENESIS ENERGY LP/FIN-6.25%-26/05/15	100,000.00	96,315.44	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GLOBAL PART/GLP FINANCE -7.0%-27/08/01	134,000.00	127,334.25	
		HILTON WORLDWIDE FIN-4.875%-27/04/01	762,000.00	729,680.35	
		ICAHN ENTERPRISES/FIN -4.375%-29/02/01	198,000.00	160,380.00	
		JPMORGAN CHASE-5.0%-49/12/31	122,000.00	119,162.37	
		KB HOME-4.8%-29/11/15	587,000.00	528,300.00	
		LAMAR MEDIA-4.875%-29/01/15	452,000.00	420,925.00	
		LAMAR MEDIA-4.0%-30/02/15	315,000.00	274,314.60	
		LAS VEGAS SANDS-3.5%-26/08/18	650,000.00	608,214.10	
		LENNAR-4.875%-23/12/15	51,000.00	50,947.77	
		MACY'S RETAIL HLDGS-4.5%-34/12/15	84,000.00	56,928.14	
		MACY'S RETAIL HLDGS-4.3%-43/02/15	53,000.00	29,415.00	
		NAVIENT-6.125%-24/03/25	123,000.00	122,611.56	
		NRG ENERGY-5.75%-28/01/15	609,000.00	585,474.51	
		ONEMAIN FINANCE-3.875%-28/09/15	85,000.00	69,684.27	
		ONEMAIN FINANCE-5.375%-29/11/15	420,000.00	359,625.00	
		ONEMAIN FINANCE-4.0%-30/09/15	185,000.00	142,118.85	
		PANTHER BF AGGREGATOR 2 -6.25%-26/05/15	48,000.00	47,433.83	
		PANTHER BF AGGREGATOR 2 -8.5%-27/05/15	106,000.00	106,057.55	
		POST-5.625%-28/01/15	190,000.00	180,987.73	
		SBA COMMUNICATIONS-3.875%-27/02/15	607,000.00	568,927.68	
		SBA COMMUNICATIONS-3.125%-29/02/01	142,000.00	121,811.31	
		SENSATA TECHNOLOGIES BV -5.0%-25/10/01	493,000.00	484,222.13	
		SERVICE PROPERTIES TRUST -5.5%-27/12/15	335,000.00	292,551.91	
		SERVICE PROPERTIES TRUST -4.375%-30/02/15	277,000.00	196,017.91	
		SINO-FOREST ESCROW-0.0%-24/10/21	35,000.00	—	
		SM ENERGY-6.75%-26/09/15	248,000.00	243,660.00	
		SM ENERGY-6.625%-27/01/15	345,000.00	338,443.27	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SOUTHWESTERN ENERGY-8.375%-28/09/15	590,000.00	607,778.11	
		SPRINGLEAF FINANCE-7.125%-26/03/15	133,000.00	131,381.74	
		SPRINT-7.125%-24/06/15	250,000.00	251,246.25	
		SPRINT-7.625%-26/03/01	346,000.00	356,075.86	
		TARGA RESOURCES PARTNERS -5.5%-30/03/01	590,000.00	552,505.91	
		TECK RESOURCES-6.125%-35/10/01	190,000.00	180,754.67	
		TELECOM ITALIA CAPITAL -6.375%-33/11/15	750,000.00	660,973.65	
		TENET HEALTHCARE-4.875%-26/01/01	100,000.00	96,707.15	
		TRANSALTA-7.75%-29/11/15	239,000.00	244,336.87	
		TRANSDIGM-7.5%-27/03/15	576,000.00	576,989.56	
		TRANSOCEAN-7.5%-31/04/15	200,000.00	163,098.00	
		USA COM PART/USA-6.875%-27/09/01	687,000.00	672,379.67	
		VODAFONE GROUP-4.125%-81/06/04	639,000.00	491,362.62	
		VODAFONE GROUP-6.25%-49/12/31	200,000.00	197,460.00	
		WESTERN DIGITAL-4.75%-26/02/15	626,000.00	586,939.60	
		WILLIAMS COMPANIES-4.55%-24/06/24	333,000.00	329,620.73	
		YUM! BRANDS-3.625%-31/03/15	500,000.00	419,659.40	
		YUM! BRANDS-5.375%-32/04/01	138,000.00	127,312.06	
		YUM! BRANDS-6.875%-37/11/15	136,000.00	138,563.73	
		アメリカドル小計	24,579,000.00	22,258,757.10 (3,370,643,587)	
合計				3,370,643,587 (3,370,643,587)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	社 債 券　82銘柄	100.00%	100.00%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2023年11月30日現在)

Ⅰ　資産総額	3,427,795,298 円
Ⅱ　負債総額	8,773,095 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	3,419,022,203 円
Ⅳ　発行済数量	7,830,733,474 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.4366 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年11月30日現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近５カ年における主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

①組織図

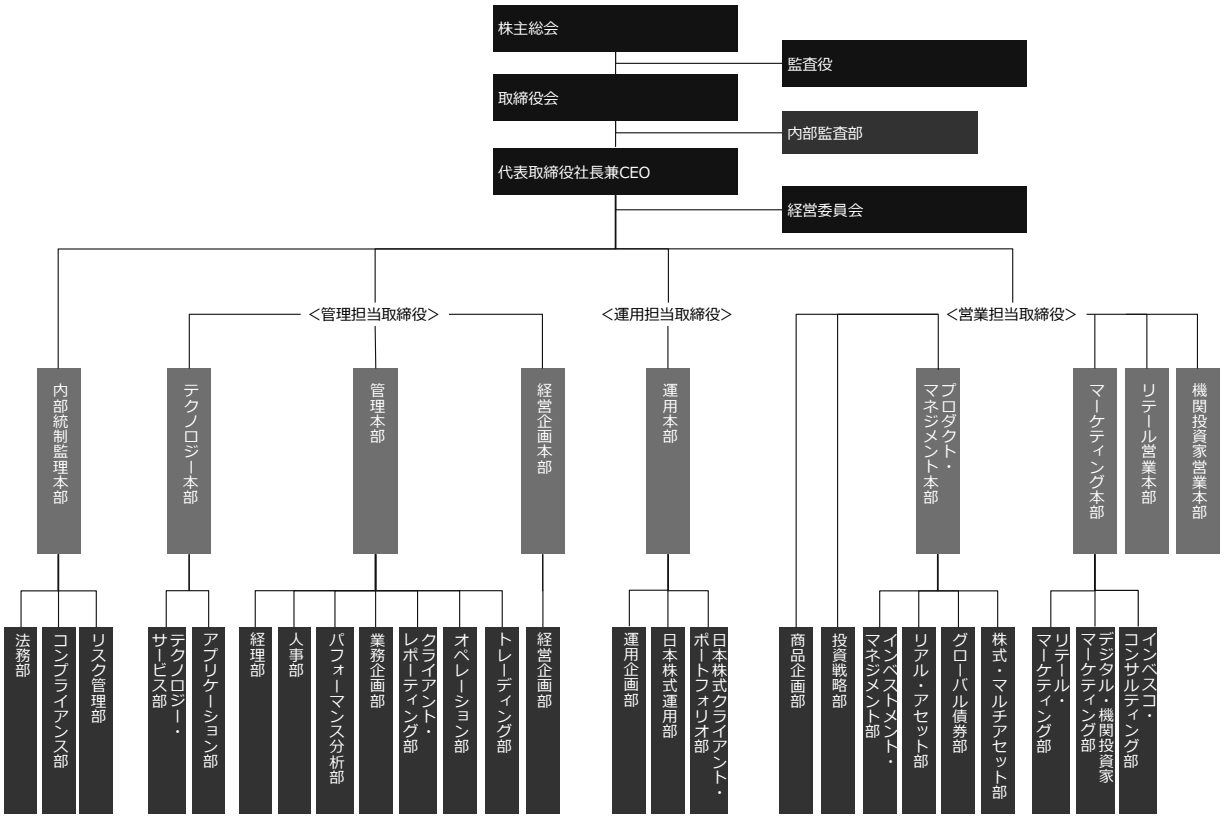

◆上記組織図における組織名称などは、2023年11月30日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として隔月で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、隔月で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第二種金融商品取引業を行っています。
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(2023年11月30日現在)

基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
株式投資信託	115	6,393,467
公社債投資信託	3	2,212
合　計	118	6,395,679

＊ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。

３【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年３月８日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2022年１月１日から2022年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2023年９月12日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原 康太
DocuSigned by:
018375B744AB490...

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2023年１月１日から2023年12月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2023年１月１日から2023年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2023年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年１月１日から2023年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	前事業年度（2021年12月31日） 内訳	前事業年度（2021年12月31日） 金額	当事業年度（2022年12月31日） 内訳	当事業年度（2022年12月31日） 金額
（資産の部）				
流動資産				
預金		3,576,327		3,236,636
前払費用		107,011		108,908
未収入金		529,840		491,010
未収委託者報酬		767,081		760,616
未収運用受託報酬		739,216		761,870
未収投資助言報酬		19,368		17,791
短期貸付金　※１		2,500,000		1,500,000
その他の流動資産		5,254		2,758
流動資産計		8,244,099		6,879,592
固定資産				
有形固定資産　※２				
建物附属設備	103,190		85,342	
器具備品	77,823		45,740	
建設仮勘定	―		9,676	
リース資産	5,089	186,103	2,313	143,073
無形固定資産				
ソフトウェア	40,817		58,599	
ソフトウェア仮勘定	25,012		161	
電話加入権	3,972		5,932	
のれん	212,317		187,339	
顧客関連資産	1,138,121	1,420,240	1,004,224	1,256,257
投資その他の資産				
投資有価証券	4,202		3,341	
差入保証金	382,848		379,954	
繰延税金資産	624,435		544,593	
その他の投資	3,223	1,014,710	1,928	929,817
固定資産計		2,621,054		2,329,148
資産合計		10,865,154		9,208,740

（単位：千円）

科目	前事業年度 （2021年12月31日） 内訳	前事業年度 （2021年12月31日） 金額	当事業年度 （2022年12月31日） 内訳	当事業年度 （2022年12月31日） 金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		39,064		41,063
リース債務		3,058		2,554
未払金				
未払償還金	57		57	
未払手数料	213,983		185,551	
その他未払金	622,062	836,104	445,853	631,463
未払費用		266,286		283,683
未払法人税等		181,496		32,144
未払消費税等		187,182		75,514
賞与引当金		1,572,709		1,238,496
その他の流動負債		24,402		25,883
流動負債計		3,110,304		2,330,803
固定負債				
長期預り金		117,535		117,535
リース債務		2,554		―
退職給付引当金		805,942		809,385
役員退職慰労引当金		89,141		101,666
資産除去債務		124,686		124,634
固定負債計		1,139,860		1,153,222
負債合計		4,250,164		3,484,025
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953	1,406,953	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,206,386	1,206,386	316,191	316,191
利益剰余金合計		1,206,386		316,191
株主資本合計		6,613,339		5,723,144
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,650		1,570
評価・換算差額等合計		1,650		1,570
純資産合計		6,614,989		5,724,715
負債・純資産合計		10,865,154		9,208,740

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自　2021年1月1日 至　2021年12月31日) 内訳	金額	当事業年度 (自　2022年1月1日 至　2022年12月31日) 内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		3,650,140		5,087,840
運用受託報酬		3,670,393		3,044,397
投資助言報酬		101,860		128,504
その他営業収益		2,705,506		2,530,984
営業収益計		10,127,900		10,791,727
営業費用				
支払手数料		1,441,154		2,035,648
広告宣伝費		43,541		116,378
調査費				
調査費	401,252		447,375	
委託調査費	981,180		1,328,152	
図書費	2,552	1,384,985	2,491	1,778,018
委託計算費		365,183		359,575
営業雑経費				
通信費	16,640		9,656	
印刷費	81,889		82,712	
協会費	12,120	110,649	19,462	111,831
営業費用計		3,345,515		4,401,453
一般管理費				
給料				
役員報酬	98,976		99,143	
給料・手当	1,794,254		1,651,850	
賞与	338,224	2,231,455	230,603	1,981,597
交際費		7,812		12,364
寄付金		800		1,374
旅費交通費		9,941		26,017
租税公課		95,247		86,587
不動産賃借料		359,752		338,267
退職給付費用		264,228		207,070
役員退職慰労引当金繰入額		12,605		12,524
賞与引当金繰入額		1,545,554		1,247,619
減価償却費		246,375		235,413
福利厚生費		277,752		231,895
諸経費		1,611,927		1,669,020
一般管理費計		6,663,454		6,049,753
営業利益		118,930		340,520

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自　2021年1月1日 至　2021年12月31日) 内訳	金額	当事業年度 (自　2022年1月1日 至　2022年12月31日) 内訳	金額
営業外収益				
受取利息　※１		50,694		38,472
保険配当金		5,423		5,314
雑益		186		120
営業外収益計		56,304		43,906
営業外費用				
支払利息		17		10
為替換算差損		15,238		26,420
固定資産除却損		4,152		794
ヘッジコスト配賦損益		17,091		56,044
営業外費用計		36,500		83,270
経常利益		138,734		301,157
税引前当期純利益		138,734		301,157
法人税、住民税及び事業税		218,809		111,475
法人税等調整額		△57,202		79,877
法人税等計		161,606		191,352
当期純利益又は当期純損失(△)		△22,871		109,805

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,229,257	1,229,257	6,636,210
当期変動額						
当期純損失（△）				△22,871	△22,871	△22,871
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	－	－	－	△22,871	△22,871	△22,871
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,206,386	1,206,386	6,613,339

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	977	977	6,637,187
当期変動額			
当期純損失（△）			△22,871
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	673	673	673
当期変動額合計（千円）	673	673	△22,198
当期末残高	1,650	1,650	6,614,989

当事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,206,386	1,206,386	6,613,339
当期変動額						
当期純利益				109,805	109,805	109,805
剰余金の配当				△1,000,000	△1,000,000	△1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	―	―	―	△890,194	△890,194	△890,194
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	316,191	316,191	5,723,144

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,650	1,650	6,614,989
当期変動額			
当期純利益			109,805
剰余金の配当			△1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	△79	△79	△79
当期変動額合計（千円）	△79	△79	△890,274
当期末残高	1,570	1,570	5,724,715

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　5～18年

器具備品　　3～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益又は為替換算差損として処理しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）成功報酬

成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

（５）その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（会計方針の変更）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当該変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）については、2023年12月期の期首より適用予定であります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１ 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期貸付金	2,500,000	1,500,000

※２ 有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	453,847	496,099

（損益計算書関係）

※１ 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (自　2021年１月１日 至　2021年12月31日)	当事業年度 (自　2022年１月１日 至　2022年12月31日)
受取利息	50,694	38,472

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2021年１月１日　至 2021年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	―	―	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2022年１月１日　至 2022年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	―	―	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	基準日	効力発生日
2022年３月30日	普通株式	1,000	2021年12月31日	2022年３月31日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

１．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
1年内	249,762	249,762
1年超	915,794	666,032
合計	1,165,556	915,794

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2） 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

前事業年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	4,202	4,202	―
差入保証金	382,848	381,906	△942
資産計	387,050	386,108	△942
長期預り金	(117,535)	(117,233)	301
負債計	(117,535)	(117,233)	301

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

当事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	3,341	3,341	―
差入保証金	379,954	372,816	△7,137
資産計	383,295	376,158	△7,137
長期預り金	(117,535)	(115,252)	2,282
負債計	(117,535)	(115,252)	2,282

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価　：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（１）　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	-	381,906	-	381,906
資産計	-	381,906	-	381,906
長期預り金	-	(117,233)	-	(117,233)
負債計	-	(117,233)	-	(117,233)

当事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	-	372,816	-	372,816
資産計	-	372,816	-	372,816
長期預り金	-	(115,252)	-	(115,252)
負債計	-	(115,252)	-	(115,252)

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

なお、（金融商品関係）の「１．金融商品の時価等に関する事項」に記載の「投資有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日）第26項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第５－２項の注記を行っておりません。

当該投資信託受益証券の貸借対照表計上額は（金融商品関係）の「１．金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	3,576,327	－	－
(2)未収入金	529,840	－	－
(3)未収委託者報酬	767,081	－	－
(4)未収運用受託報酬	739,216	－	－
(5)未収投資助言報酬	19,368	－	－
(6)短期貸付金	2,500,000	－	－
(7)差入保証金	－	382,848	－
合計	8,131,834	382,848	－

当事業年度（2022年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	3,236,636	－	－
(2)未収入金	491,010	－	－
(3)未収委託者報酬	760,616	－	－
(4)未収運用受託報酬	761,870	－	－
(5)未収投資助言報酬	17,791	－	－
(6)短期貸付金	1,500,000	－	－
(7)差入保証金	－	379,954	－
合計	6,767,925	379,954	－

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	1,823	4,202	2,378
小計	1,823	4,202	2,378
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	1,823	4,202	2,378

当事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	1,077	3,341	2,264
小計	1,077	3,341	2,264
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	1,077	3,341	2,264

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2021年１月１日　至 2021年12月31日）

前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

当事業年度（自　2022年１月１日　至 2022年12月31日）

当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (2021年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	776,659
退職給付費用	226,196
退職給付の支払額	△164,168
その他の未払金への振替額	△32,743
退職給付引当金の期末残高	805,942

（２）退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	当事業年度 (自　2021年１月１日 至　2021年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	226,196

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）において、38,032千円であります。

当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (2022年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	805,942
退職給付費用	172,579
退職給付の支払額	△122,657
その他の未払金への振替額	△46,478
退職給付引当金の期末残高	809,385

（２）退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	当事業年度 (自　2022年１月１日 至　2022年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	172,579

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）において、34,490千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	481,563	379,227
未払費用	30,164	37,043
未払退職金	2,039	29,464
株式報酬費用	83,634	79,237
退職給付引当金	246,779	247,833
役員退職給付引当金	27,295	31,130
資産除去債務	38,178	38,163
その他	40,007	29,934
繰延税金資産小計	949,663	872,035
評価性引当額	△312,253	△317,127
繰延税金資産合計	637,409	554,908
繰延税金負債		
資産除去債務	△12,246	△9,621
その他有価証券評価差額金	△728	△693
繰延税金負債合計	△12,974	△10,315
繰延税金資産（負債）の純額	624,435	544,593

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2021年12月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	57.7%
住民税均等割等	2.7%
評価性引当額の増減額	18.6%
過年度法人税等調整額	0.2%
その他	6.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	116.4%

当事業年度（2022年12月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	26.9%
住民税均等割等	1.2%
評価性引当額の増減額	1.6%
過年度法人税等調整額	0.7%
その他	2.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.5%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は△0.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 (自　2021年１月１日 至　2021年12月31日)	当事業年度 (自　2022年１月１日 至　2022年12月31日)
当期首残高	81,946	124,686
建物の不動産賃貸借契約の更新に伴う再見積りによる増加額	42,850	―
時の経過による調整額	△109	△51
当期末残高	124,686	124,634

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	3,650,140	2,881,144	101,860	2,705,506	9,338,652
成功報酬	―	789,248	―	―	789,248
合計	3,650,140	3,670,393	101,860	2,705,506	10,127,900

当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	5,087,840	2,786,700	128,504	2,530,984	10,534,030
成功報酬	―	257,697	―	―	257,697
合計	5,087,840	3,044,397	128,504	2,530,984	10,791,727

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の５．収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

①　製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

②　地域ごとの情報

（１）営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
2,223,297	2,178,419	1,804,170	271,872	6,477,760

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（注2）営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,601,256	投資運用業
Invesco Management SA	366,943	投資運用業

（2）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（3）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（4）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

①　製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

②　地域ごとの情報

（1）営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,631,363	2,259,198	1,574,695	238,629	5,703,887

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（1）その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,567,972	投資運用業
Invesco Management SA	271,145	投資運用業

（2）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１） 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,298,746千米ドル	持株会社	（被所有）間接100%	資金の貸付	利息の受取	50,694	短期貸付金	2,500,000

（注1）資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,200,380千米ドル	持株会社	（被所有）間接100%	資金の貸付	利息の受取	38,472	短期貸付金	1,500,000

（注1）資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Invesco Advisers,Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,867,943千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,727,799	未収入金	234,224
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management,Inc.	1166 Avenue of the Americas New York, NY 10036, USA	4,502千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	442,739	未収入金	39,712

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Invesco Advisers,Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,867,943千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,763,244	未収入金	264,565
親会社の子会社	Invesco Management SA	37A Avenue JF Kennedy, L-1855 Luxembourg	70,207千ユーロ	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,395,776	未収入金	115,224

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd.（非上場）

Invesco Holdings Company Ltd.（非上場）

Invesco Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自　2021年１月１日 至　2021年12月31日)	当事業年度 (自　2022年１月１日 至　2022年12月31日)
１株当たり純資産額 165,374円74銭	１株当たり純資産額 143,117円88銭
１株当たり当期純損失金額（△） △571円78銭	１株当たり当期純利益金額 2,745円12銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自　2021年１月１日 至　2021年12月31日)	当事業年度 (自　2022年１月１日 至　2022年12月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)（千円）	△22,871	109,805
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△22,871	109,805
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２．中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 （2023 年 6 月 30 日） 内訳	金額
(資産の部)		
流動資産		
預金		3,767,388
前払費用		77,900
未収入金		450,510
未収委託者報酬		859,356
未収運用受託報酬		390,200
未収投資助言報酬		18,564
短期貸付金		1,500,000
その他の流動資産		296
流動資産計		7,064,216
固定資産		
有形固定資産　※１		
建物附属設備	76,423	
器具備品	36,954	
建設仮勘定	14,050	
リース資産	925	128,353
無形固定資産		
ソフトウェア	49,369	
ソフトウェア仮勘定	2,607	
電話加入権	6,128	
のれん	174,849	
顧客関連資産	937,276	1,170,231
投資その他の資産		
投資有価証券	3,431	
差入保証金	380,326	
繰延税金資産	300,876	
その他の投資	1,762	686,396
固定資産計		1,984,981
資産合計		9,049,198

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 （2023年6月30日） 内訳	金額
（負債の部）		
流動負債		
預り金		58,609
リース債務		1,022
未払金		
未払償還金	57	
未払手数料	235,159	
その他未払金	458,048	693,265
未払費用		453,491
未払法人税等		41,104
未払消費税等　※２		145,362
賞与引当金		448,969
その他の流動負債		27,513
流動負債計		1,869,338
固定負債		
長期預り金		117,535
退職給付引当金		820,099
役員退職慰労引当金		109,725
資産除去債務		124,609
固定負債計		1,171,969
負債合計		3,041,307
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		4,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	599,304	599,304
利益剰余金合計		599,304
株主資本合計		6,006,258
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,633
評価・換算差額等合計		1,633
純資産合計		6,007,891
負債・純資産合計		9,049,198

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (自　2023年1月1日 至　2023年6月30日) 金額
営業収益	
委託者報酬	4,458,603
運用受託報酬	1,494,847
投資助言報酬	42,410
その他営業収益	1,285,808
営業収益計	7,281,669
営業費用	
支払手数料	1,988,465
その他営業費用	1,561,090
営業費用計	3,549,555
一般管理費　※１	3,228,022
営業利益	504,091
営業外収益　※２	50,204
営業外費用　※３	24,687
経常利益	529,608
税引前中間純利益	529,608
法人税、住民税及び事業税	2,805
法人税等調整額	243,689
法人税等計	246,494
中間純利益	283,113

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間会計期間末日の基準価額により評価しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。但し、資産除去債務に係る建物附属設備及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　5～18年
器具備品　　3～15年

（2）無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は20年であります。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準
（1）貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末に計上すべき貸倒引当金はありません。

（2）賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（3）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当中間会計期間末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差損益として処理しております。

5．収益及び費用の計上基準
当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

（1）委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（2）運用受託報酬
運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（3）成功報酬
成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

（５）その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年６月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」といいます。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による当期の中間財務諸表に与える影響はございません。

（中間貸借対照表関係）

※１ 有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	当中間会計期間末 (2023年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	518,206

※２ 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※１ 減価償却実施額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自　2023年1月1日 至　2023年6月30日)
有形固定資産	22,081
無形固定資産	92,031

※２ 営業外収益の主要な項目は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自　2023年1月1日 至　2023年6月30日)
ヘッジコスト配賦損益	35,038
受取利息	15,083

※３ 営業外費用の主要な項目は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自　2023年1月1日 至　2023年6月30日)
為替換算差損	24,685

（リース取引関係）

１．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当中間会計期間末 (2023年6月30日)
1年以内	249,762
1年超	541,151
合計	790,913

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借契約によるものであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

当中間会計期間末（2023年6月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	3,431	3,431	－
差入保証金	380,326	378,260	△2,065
資産計	383,757	381,692	△2,065
長期預り金	(117,535)	(116,874)	660
負債計	(117,535)	(116,874)	660

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価　：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	3,431	-	3,431
資産計	-	3,431	-	3,431

（２）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	-	378,260	-	378,260
資産計	-	378,260	-	378,260
長期預り金	-	(116,874)	-	(116,874)
負債計	-	(116,874)	-	(116,874)

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

中間会計期間末日の基準価額により評価しております。ただし、市場での取引頻度が高くなく、活発な市場における相場価格とは言えないため、レベル１には該当しません。また、観察可能なインプットを用いて算定されるため、レベル２に該当します。

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2023年6月30日）

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	1,077	3,431	2,353
小計	1,077	3,431	2,353
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	1,077	3,431	2,353

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自　2023年1月1日 至　2023年6月30日)
当期首残高	124,634
時の経過による調整額	△25
当中間会計期間末残高	124,609

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	4,458,603	1,363,214	42,410	1,285,808	7,150,037
成功報酬	―	131,632	―	―	131,632
合計	4,458,603	1,494,847	42,410	1,285,808	7,281,669

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の５．収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自　2023年1月1日　至　2023年6月30日）

①　製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
843,961	1,113,097	767,457	98,549	2,823,066

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託には公募投信が多数含まれており、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

（1）その他営業収益

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	803,542	投資運用業

（2）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（3）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（4）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間末 (2023年6月30日)
（１）１株当たり純資産額	150,197円28銭

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
（２）１株当たり中間純利益金額	7,077円84銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円)	283,113
普通株式に係る中間純利益（千円)	283,113
普通株主に帰属しない金額（千円)	―
普通株式の期中平均株式数(株)	40,000

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	ａ．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｂ．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｃ．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 ｄ．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 ｅ．上記ｃ．およびｄ．に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

信託約款

追加型証券投資信託

インベスコ マンスリー・インカム・ファンド

―運用の基本方針―

約款の第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、世界各国の高利回り公社債への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

2．運用方法

（1）投資対象

米ドル建ての高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債を主要投資対象とします。また、米ドル建て転換社債および優先株式も投資対象とします。

（2）投資態度

① 主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債へ投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長をめざします。

② 業種分析による分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト（元利金の支払い不履行および遅延）、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）の発生、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

④ 運用にあたっては、原則として次の範囲で行います。

・米ドル建て高利回り社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の80%程度を最低限度とし、ＢＢ格、Ｂ格およびこれに準ずるものを中心とします。

・米ドル建てエマージング・カントリー公社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%程度またはそれ以下とします。

・同一発行体の発行する銘柄への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

・モーゲージ担保証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 米ドル建ての高利回りを享受するため、外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替のヘッジを行うことがあります。

（３）投資制限

① 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

② 株式への投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限ります。

③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑦ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

３．収益分配方針

毎月決算を行い、毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益等（評価益を含みます。）の全額とします。

② 分配金額は、原則として利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額の水準、市場環境等を勘案して決定します。（ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。）

③ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

信託約款

追加型証券投資信託

インベスコ マンスリー・インカム・ファンド

信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第１条の２　受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金34,969,630,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　（削　除）

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第51条、第52条第1項、第53条第1項または第55条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第４条の２　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第５条　この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第2条の規定による受益権については34,969,630,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社振法」といいます。）に基づき、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第７条　追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

②　（削　除）

③　第1項における追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

④　この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

信託約款

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第９条　この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、原則として委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して、または個々を指して以下「販売会社」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　販売会社は、第9条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資契約約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申し込みに応じることができるものとします。

①の２　前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日に該当する日には、当該取得の申込みを受付けないものとします。

②　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　前項の受益権の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の手数料の額は、販売会社が独自に定める率を基準価額に乗じて得た額とします。

⑤　前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって受益権の取得申込に応じることができるものとします。その場合の受益権の売却価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　第1項および前項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者または販売会社は、取得申込の受付けの中止、すでに受付けた取得申込の取消しまたはその両方を行うものとします。

第12条　（削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条　（削除）

第16条　（削除）

第17条　（削除）

第18条　（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第19条　委託者（第20条の2に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第20条、第21条から第26条まで、第28条、第35条、第36条および第38条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
５．転換社債の転換ならびに新株予約権付社債のうち会社法（平成17年法律第86号）第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法（明治32年法律第48号）第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券
６．コマーシャル・ペーパー
７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
８の２．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で

定めるものをいいます。）
９．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10．外国法人の発行する譲渡性預金証書
11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第5号の証券および第7号の証券または証書のうち第5号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものならびに第8号の2の投資法人債券を以下「公社債」といい、第8号および第8号の2の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額が、投資信託財産の総資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（運用の基本方針）

第20条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第20条の２　委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。
商号：インベスコ・アドバイザーズ・インク
所在地：アメリカ合衆国　ジョージア州アトランタ市

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、支弁するものとし、その報酬額については、委託者と前項の委託を受けた者の間で別途定めるものとします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式の範囲）

第21条　委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条の２　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよ

う調整を行うものとします。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第22条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第23条　委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金ならびに償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外貨通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定

する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第27条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第28条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第29条　投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第30条　受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第31条　受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

信託約款

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第33条　投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては、日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第34条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項但し書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第35条　委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第36条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第37条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第38条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第39条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ

を定めます。

（信託の計算期間）

第40条　この信託の計算期間は、毎月各11日から翌月10日までとして、毎月決算を行います。ただし、第1期の計算期間は、平成10年2月25日から平成10年5月10日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第41条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第42条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1．投資信託財産に係る監査報酬
2．法律顧問に対する報酬
3．法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
5．投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6．公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
7．投資信託振替制度に係る手数料および費用

③　委託者は前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の合計額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとします。

④　委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、前項の固定料率を期中に変更することができます。

⑤　第3項において固定料率を定める場合、かかる諸費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末および信託終了のときに、投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

⑥　第2項の規定は、投資信託財産に係る監査報酬を除き、平成12年12月1日以降適用します。

（信託報酬等の総額）

第43条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の155の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第44条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第45条　（削除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第46条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に

おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第47条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金（第50条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第47条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第48条 受託者は、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日および第2項に規定する交付開始日前までに、償還金については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第49条 （削除）

（信託の一部解約）

第50条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が独自に定める単位（別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍とします。）をもって、委託者に対し一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 委託者は、前2項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に

0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑥　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国であるエマージング・カントリーにおける政治、経済、社会情勢の急変等を含む。）があるときは、第1項および第2項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑦　前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条の２　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第51条　委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第52条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第53条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第54条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第55条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更）

第56条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第56条の２　第51条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②　前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

第57条　（削除）

（公告）

第58条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第58条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　第46条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第２条　平成18年12月29日現在の投資信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

信託約款

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日　　平成10年2月25日

委託者　インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者　三井住友信託銀行株式会社